

令和 7 年度 第 9 回

上島町農業委員会
議 事 録

令和 7 年 11 月 14 日

開	会	令和7年 11 月 14 日 13 時 30 分		
閉	会	令和7年 11 月 14 日 14 時 11 分		
開	催 場 所	上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール		
現 地 見回り	日 時	① 10/31 15:00	② 10/31 15:00	③ 11/11 9:00
		④ 11/11 10:00	⑤ 11/11 10:00	
	農業委員 推進委員	① 田中 一富 委員	① 仲平 まゆみ 委員	① 青木 俊樹 委員
		② 田中 一富 委員	② 仲平 まゆみ 委員	② 青木 俊樹 委員
		③ 田中 一富 委員	④ 仲平 まゆみ 委員	⑤ 仲平 まゆみ 委員
	事 務 局	① ～⑤ 田名後高広		
	出 席 委 員	古川 泰弘 委員	小西 佳子 委員	田中 一富 委員
		村上 穂 委員	仲平 まゆみ 委員	青木 俊樹 委員
		岡辺 恒一 委員	中 哲夫 委員	古本 実 委員
		幸本 郁夫 委員	佐藤 美和 委員	
欠 席 委 員		砂川 勝利 委員	山上 耕司 委員	濱本 等 委員
		平岡 修 委員		
職務のため出席した者の氏名		黒瀬 智貴	松浦 孝志	田名後 高広
		砂川 雅栄		
議 事 録 署 名 人		村上 穂 委員	青木 俊樹 委員	
議 事 の 概 要	日程第1	会議録署名委員の指名について		
	第1号議案	非農地証明申請について(岩城)		
	第2号議案	非農地証明申請について(岩城)		
	第3号議案	農地法第 5 条許可申請について(岩城)		
	第4号議案	農地法第 5 条許可申請について(岩城)		
	第 5 号議案	農地法第 5 条許可申請について(岩城)		
	その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他		

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開 会)	事務局長	皆さんお揃いですので、ただ今より令和7年度第9回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日は、山上委員、砂川委員、平岡推進委員、濱本推進委員が欠席です。本日の出席委員数は、農業委員6名、推進委員5名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
会長挨拶	会 長	それでは、はじめに古川会長より招集の挨拶をお願いします。
	事務局長	(開会挨拶)
	事務局長	それではこの度、新しく農地利用最適化推進委員に任命された7名の皆様へ会長から辞令書を交付いたしますので、前にお進みください。
		(佐藤 美和氏、古本 実氏、岡辺 恒一氏、中 哲夫氏、幸本 郁夫氏の順に一人ずつ氏名を呼び、会長席前で辞令書を交付)
	事務局長	引き続きまして、今回初めて総会に参加される委員がいらっしゃいますので、皆様に簡単に自己紹介をお願いいたします。それでは会長から反時計回りの順をお願いいたします。
		(各委員自己紹介・事務局)
		これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。村上委員、青木委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、非農地証明申請について事務局から説明を求めます。
		(内容説明)
		非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用について」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、①農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地であること。②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること。以上のことから、非農地の認定基準に該当していると判断されます。第1号議案の説明は以上です。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	議 長	現地確認された田中委員、仲平委員、青木委員の説明を求めます。
	田中委員	10月31日に事務局と仲平委員、青木委員と現地確認に行きました。完全に竹やぶ状態で畑に戻すのは非常に困難と思われるので、非農地申請は妥当と思います。以上です。
	仲平委員	10月31日に事務局と田中委員、青木委員と現地確認に行きました。田中委員のおっしゃる通り、竹と雑木がびっしり生えている状態です。地番地目図では2つの区画の間に通路があるようになっているんですけど、実際に見に行きますとその通路も分からないような状態ですので、非農地の判断になると思います。以上です。
	青木委員	10月31日に事務局と田中委員、仲平委員と現地確認に行きました。先程の仲平委員の説明にもありましたように竹林になっておりまして、再生困難と思われます。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、非農地である旨証明いたします。
第2号議案	議 長	それでは、第2号議案、非農地証明申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用について」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、①農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地であること。②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること。以上のことから、非農地の認定基準に該当していると判断されます。第2号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中委員、仲平委員、青木委員の説明を求めます。
	田中委員	10月31日に事務局と仲平委員、青木委員と現地確認に行きました。完全に竹やぶ状態で畑に戻すのは非常に困難と思われるので、非農地

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		申請は妥当と思われます。以上です。
	仲平委員	10月31日に事務局と田中委員、青木委員と現地確認に行きました。田中委員のおっしゃる通り、竹やぶ状態です。とても耕作地に戻すのは困難だと思われますので、非農地の申請は妥当と思われます。以上です。
	青木委員	10月31日に事務局と田中委員、仲平委員と現地確認に行きました。お二人がおっしゃる通り竹が繁茂しておりまして、再生困難と思われます。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、非農地である旨証明いたします。
第3号議案	議 長	それでは、第3号議案、農用法第5条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本転用申請にかかる農地法の要件について、まず「一般基準」については、(1)農地の全てを確実に事業の用に供すること(法第5条2項3号)については、土地利用計画図のとおり、全体を使用する計画となっています。①事業者の資力・信用はあるかは、資金計画書・資金証明書のとおりです。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについては、該当ありません。③転用に必要な他法令の許可の見込みについては、該当ありません。(2)周辺の営農条件に悪影響を与えないこと(法第5条2項4号)については、被害防除措置計画書に記載のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は満たしていると判断されます。第3号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中委員の説明を求めます。
	田中委員	11月11日に事務局と現地確認に行きました。他の場所で立地条件のいい場所がないのでこちらの場所にするということですので、とくに問題はないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	議 長	全員賛成ということで、本申請が適切であるとの意見書を添えて県に進達いたします。
第4号議案	議 長	それでは、第4号議案、農地法第5条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本転用申請にかかる農地法の要件については、第3号議案の説明と同じです。第4号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された仲平委員の説明を求めます。
	仲平委員	11月11日に事務局と現地確認に行きました。始末書にもありましたように、農地法を知らず、すでに家が建っているということで、他に及ぼす影響はないと思われますので問題はないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第4号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、本申請が適切であるとの意見書を添えて県に進達いたします。
第5号議案	議 長	それでは、第5号議案、農地法第5条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本転用申請にかかる農地法の要件については、第4号議案の説明と同じです。第5号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された仲平委員の説明を求めます。
	仲平委員	11月11日に事務局と現地確認に行きました。第4号議案と同じ所なんです。が、進入路と駐車場を一体として使用したいということです。駐車場にあたる部分に一部、花き栽培がされているんですけど、面積的には大きくないのでここに駐車場を作っても特に影響はないので問題はないかと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第5号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、本申請が適切であるとの意見書を添えて県に進達

